

盛岡地方振興局長告示第 54 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、一方井土地改良区（岩手郡岩手町）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成 20 年 3 月 21 日

盛岡地方振興局長 藤 尾 善 一

理事

遠 藤 幸 一 岩手郡岩手町大字黒石第 1 地割 52 番地